

わかやまポンチのお店等 F A Q

Q1 わかやまポンチって？

A1

和歌山県に登録されたお店、学校、食品メーカーが提供又は製造したフルーツポンチのことです。ただし、次の（１）から（３）の要件すべてを満たす必要があります。

- （１）和歌山県産うめの甘露煮やシロップ漬け等が使われている。
- （２）１つ以上の和歌山県産フルーツが使われている。
- （３）和歌山県産うめやフルーツについてメニューや商品に明示するなど、消費者等にその使用が認識できる工夫がなされている。

Q2 県に登録申請できるのはどんな人？

A2

次の方が登録申請をしていただけます。

- （１）飲食店を経営者・・・（県内外を問いません）
- （２）小・中学校の校長等・・・（県内のみ）
- （３）食品製造業者・・・（県内外を問いません）
- （４）生産農家又は生産者団体の長・・・（県内のみ）

Q3 登録申請は、どうすればいいの？

A3

所定の申請用紙に必要事項をご記入の上、県まで申請してください。
申請用紙は、和歌山県食品流通課のホームページからダウンロードできます。
詳しくは、和歌山県 食品流通課のホームページでご確認下さい。

ホームページ

和歌山県 食品流通課

検索



【お問い合わせ先】 和歌山県庁 食品流通課

電 話 073-441-2815（直通）

住 所 〒640-8585 和歌山市小松原通1-1

Q4 県に登録されるとどうなるの？

A4

県に登録されたお店、学校、工場、農家であることを証する登録証が交付されます。

また、県のホームページや印刷物などに、登録されたお店や学校、工場、農家を掲載し、広く紹介させていただきます。

Q5 個々のメニューや商品が登録されるの？

A5

いいえ。

県が登録するのは3つの要件（A1参照）すべてを満たすフルーツポンチを提供又は製造するお店、学校、工場と、そこに原材料である和歌山産フルーツを供給する農家です。

よって、メニューや商品ごとに申請していただく必要はありません。

ただし、わかやまポンチやフルーツを提供しなくなったり、製造しなくなったりした場合には、県に登録証を返却してください。

Q6 全国わかやまポンチ協会は、県の機関なの？

A6

県の機関ではありません。

全国わかやまポンチ協会は、わかやまポンチを通じて地域振興や地域貢献に取り組もうと結成された有志の方々と構成された団体です。

県は、わかやまポンチのブランド力向上を図るため、同協会の活動をバックアップしていくこととしています。